

「愛、いのち、人権」を考える事業を プロデュースしてみませんか。

(群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金 募集案内)

「愛、いのち、人権」を考える事業って…

地域社会には、さまざまな課題があります。

女性、子ども、高齢者、障害のある人の安心・安全、同和問題、在住外国人との共生、独り暮らし高齢者のケア、犯罪被害者の心のケアなど、他にもたくさんあります。

時代の進展とともに新しい課題が発生していますが、行政や公益活動をしている団体の対応にも限界があります。それらを解決していくためにはどうしても必要なのが地域に住む誰もが「一人ひとり大切に」され、「人と人がつながり」・「人とつながっていく」力です。

そこで、地域に住む人と人との絆、いのちの大切さについて、居住地域を中心とした地域課題に目差しを向け、既存のグループ活動を母体に、改めて県民の皆さんに呼びかけていただくとするものです。

そんな時には活用してみよう…

ボランティア団体、特定非営利活動法人等がプロデュースし、講演会、シンポジウム、研修会の開催や交流体験事業、リーフレット、冊子を作って意識を広める人権啓発活動などを実施する場合、県から経費の一部が補助される制度があります。

募集期間や実施期間は…

県では、これらの事業を広く募集しています。

募集期間は、平成28年9月30日（金）までです。ただし、平成29年3月31日（金）までに活動が完了しなければなりません。

補助の対象となる経費は…

補助事業の対象となる経費は、対象活動の実施に直接要する経費です。

ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象外になります。

①食糧費、人件費、その他団体の恒常的な運営費

②人権啓発に直接必要が認められない経費

〈企画〉の一例として…

○講演会や小中学生の作文朗読会、映画の集いを実施する場合。

○そんなとき、PR用チラシ作成や朗読会の作文増し刷り代、講師の謝金・交通費、会場の使用料が補助対象に。(映画の集いの映像は、県所蔵品の貸出しも行っていきます。)

補助金額は…

補助対象経費かつ自己負担金額の範囲内で、10万円を限度額とします。

ただし、補助金の額は、予算の範囲内で内定を行いますので、要望額のすべてを満たすとは限りません。また、要望多数の場合は不採択になる場合もあります。

応募・問い合わせは…

応募にあたっては、要望書を提出してください。詳細は、補助対象団体等の要件や活動の流れなど、裏面をご覧ください。

[問い合わせ先]

群馬県生活文化スポーツ部

人権男女・多文化共生課

(担当：人権同和係)

〒371-8570

前橋市大手町一丁目1番1号

TEL 027-226-2906 (直通)

FAX 027-220-4424

E-MAIL jinkenka@pref.gunma.lg.jp

群馬県人権尊重の社会づくり事業実施要領 (抜粋)

1 対象団体の要件

人権啓発に関する事業を行うボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等で次の各号に掲げるすべての条件に適合する団体です。

- ① 県内に住所または活動の本拠を有すること
- ② 一定の活動実績があり、かつ事業を完遂できる見込みがあること
- ③ 一定の規約を有し、代表者が明らかであること
- ④ 会計経理が明確であること
- ⑤ 暴力団等を排除するための措置が講じられた団体であること

2 補助対象

補助の対象となる団体が、自ら主催して行う活動で、次の①～④のいずれかに該当する事業です。

なお、補助の決定にあたっては、活動効果が県域全体又は広域に及ぶものが優先されます。

- ① 人権啓発に関する講演会、研修会、シンポジウムの開催
- ② 人権啓発に関する啓発資料（冊子、リーフレット等）の作成、配布
- ③ 県民の人権意識の高揚を目的とした交流体験事業
- ④ その他県民の人権意識の高揚を目的とした事業で、知事が特別に必要と認めるもの

□ 補助の対象外となる場合

次の活動は、補助の対象にはなりません。

- ① 営利を目的とする場合
- ② 特定の政治または宗教活動を目的とする場合

3 対象経費

補助対象となる経費は、補助対象活動に要する経費です。

ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象外になります。

- ① 食糧費、人件費、その他団体の恒常的な運営費
- ② 人権啓発に直接必要が認められない経費

4 事業の流れ

